東京都内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザ の発生及び対応について

令和5年11月28日に東京都千代田区において回収されたノスリ1羽について、国立研究開発法人国立環境研究所で鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査※1を実施したところ、同年11月30日にA型鳥インフルエンザの陽性反応が確認された旨の報告がありました。

その後、同年12月1日に遺伝子検査※2を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出された旨の報告がありました。

1 これまでの経緯

- 11月28日にノスリ1羽の死体を回収 東京都が簡易検査を実施したところ陰性と判明
- 11 月 30 日に国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査※1を実施したところ、 A型鳥インフルエンザ陽性を確認
- 同日、環境省が発生地周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定
- 12月1日に国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査※2を実施し、高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)を確認
- ※1 A型鳥インフルエンザウイルスに特有の遺伝子であるM遺伝子を確認するためのLA MP法による遺伝子検査
- ※2 ウイルスの血清亜型 (H5またはH7亜型)の検出や病原性を判定するリアルタイム PCR法等による遺伝子検査

2 都の対応

本日、「高病原性鳥インフルエンザ(野鳥)対策会議」を開催し、別紙のとおり対応することとしています。

3 留意事項

- (1) <u>鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。</u>日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、環境局や、お近くの区市町村に御連絡ください。
- (3) 周辺地域のみならず都民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (4) 発生地域周辺での取材等は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

4 参考情報

- (1) 東京都内における野鳥に関する鳥インフルエンザ情報 (東京都環境局) https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/bird_flu_report.html
- (2) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ全般に関する情報(環境省) https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

【問い合わせ先】

(野鳥に関すること) 環境局自然環境部計画課 電話番号 03-5388-3505

(高病原性鳥インフルエンザ対策会議の運営に関すること) 総務局総合防災部防災管理課 電話番号 03(5320)7891 都内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生を受けた都の対応

【これまでの対応】

1 野鳥の監視等に関すること

○ 鳥獣保護管理法に基づき、環境省が設定する野鳥監視重点区域(発生地域周辺 10 k m圏内)について、野鳥の監視を実施(環境局)

2 家きん(※)に関すること

- 家畜伝染病予防法に基づき、以下の対応を実施(産業労働局)
 - ・ 都内の養鶏農家、確認地点から3km以内の家きん飼養者及び関係機関等へ注意喚起を実施
 - ※ 家きん:鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

3 公園・動物園・水族館等に関すること

- 都立動物園·水族園について以下の対策を実施(建設局)
 - 園内死亡野鳥の監視態勢強化
 - ・ 野鳥に関する注意喚起の掲示を園内に掲出
 - 入園門、動物舎出入口で靴底消毒の徹底
 - ・ 鳥類飼育施設への野鳥等の飛来及び糞の落下防止対策の実施
 - 一部鳥類の展示中止

4 飼養鳥(家きん※を除く。以下同じ。)に関すること

○ 関係機関等(東京都獣医師会、区市町村動物愛護管理主管課)に情報提供及び注意喚起(保健医療局)

【今後の対応】

1 野鳥の監視等に関すること

- 野鳥監視重点区域内の千代田区含む 23 区(中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、 墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊 島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区)に野鳥の監視体 制の強化について通知する。(環境局)
- 区市町村に発生状況及び留意事項について情報提供する。(環境局)
- 野鳥監視重点区域が解除されるまで、10km 圏内の監視強化を継続する。(環境局)
- 野鳥監視重点区域において調査を実施する。(環境局)
- 市場内での野鳥の監視強化を実施する。(中央卸売市場)
- 都が管理する道路、河川、都立公園等での野鳥の監視強化を実施する。(建設局)

- 港湾施設等の巡回の頻度を上げる等、飛来する野鳥の監視強化を実施する。(港湾局)
- 水道施設等での野鳥の監視強化を実施する。(水道局)

2 家きんに関すること

- 家畜伝染病予防法に基づき、再度、以下の対応を実施する。(産業労働局)
 - ・ 都内の養鶏農家、確認地点から3km以内の家きん飼養者及び関係機関等に対して、 今回の確定検査の結果について情報提供を行うとともに、家きんの異常の有無を確認 する。

3 公園・動物園・水族園等に関すること

- 全都立公園・霊園への監視強化、連絡体制の周知徹底を行うとともに、来園者向け の注意喚起表示を掲出する。(建設局)
- 都立動物園·水族園については、監視強化、来園者向けの注意喚起、入園門·動物舎 出入口での靴底消毒の徹底及び飼養鳥等の移動制限を継続するとともに、一部鳥類の 隔離施設への移動と展示中止の継続・拡大。(建設局)
- 海上公園での監視強化、連絡体制の周知徹底を行うとともに、来園者向けの注意喚起表示を掲出する。(港湾局)

4 飼養鳥に関すること

- 関係機関等(東京都獣医師会、区市町村動物愛護管理主管課)に情報提供及び注意 喚起する。(保健医療局)
- 都内の鳥類を取り扱う第一種動物取扱業者(販売、貸出し、展示)に対し、感染予防 についての注意喚起文書を通知する。(保健医療局)
- 局のホームページにて本内容を掲載し、鳥の飼養者向けの注意事項を周知する。(保 健医療局)

5 学校に関すること

- 私立学校に家きんの飼養衛生管理や野鳥の不審死対応などについて注意喚起を通知 するほか、私立学校事務を主管する区市に対し、所轄の私立学校への周知徹底を依頼 する。(生活文化スポーツ局)
- 都立学校及び区市町村教育委員会に今回の確定検査についての情報を提供するとと もに、状況に応じて異常時の早期通報や、飼養衛生管理対策を徹底するよう改めて周 知する。(教育庁)

6 その他

- 市場業者への情報提供を実施する。(中央卸売市場)
- 水道水の安全性について、ホームページで広報を実施する。(水道局)
- 関係機関等(東京都医師会、特別区保健衛生主管課、八王子市・町田市、都保健所、 都内各医療機関、区市町村保育主管課等)に情報提供及び注意喚起する。(保健医療局、 福祉局)

【問い合わせ先】(ホームページ掲載用)

(野鳥の監視等に関すること)

環境局自然環境部計画課 電話 03-5388-3505 中央卸売市場管理部総務課 電話 03-5320-5714 建設局総務部総務課 電話 03-5320-5221 港湾局総務部総務課 電話 03-5320-5521 水道局総務部総務課 電話 03-5320-6313

(家きんに関すること)

産業労働局農林水産部食料安全課 電話 03-5320-4845

(公園に関すること)

建設局公園緑地部公園課 電話 03-5320-5377 港湾局臨海開発部海上公園課 電話 03-5320-5576

(動物園・水族園に関すること)

建設局公園緑地部計画課 電話 03-5320-5374

(飼養鳥に関すること (家きんを除く。))

保健医療局健康安全部環境保健衛生課 電話番号 03-5320-4412

(学校に関すること)

生活文化スポーツ局私学部私学行政課 電話 03-5388-3192 教育庁総務部総務課 電話 03-5320-6718

(その他)

保健医療局総務部総務課電話 03-5320-4021福祉局子供・子育て支援部企画課電話 03-5320-4113中央卸売市場管理部総務課電話 03-5320-5714水道局総務部総務課電話 03-5320-6313

(高病原性鳥インフルエンザ対策会議の運営に関すること) 総務局総合防災部防災管理課 電話 03-5320-7891